

## 盛岡市立地適正化計画の変更素案について

令和4年11月24日

都市整備部

### 1 趣旨

令和2年6月に都市再生特別措置法が一部改正され、頻発化・激甚化する自然災害への対応として、災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化を進めるため、立地適正化計画の中に都市の防災に関する機能を確保するための「防災指針」を定めることが位置付けられている。

このことから、令和2年3月に当初策定（令和3年3月、第1回変更）している「盛岡市立地適正化計画」に「防災指針編」を追加する変更素案を作成したものである。

### 2 防災指針編の構成

第1章 盛岡市立地適正化計画防災指針の概要

第2章 災害リスク等の分析及び課題整理

第3章 防災指針の取組方針

第4章 防災まちづくりに向けた対策

### 3 防災指針における基本的な考え方

(1) 居住誘導区域等設定の考え方（資料1 概要版6ページ～）

ア 居住誘導区域の検討における災害リスクは、近年、頻発化・激甚化することが懸念される河川の洪水を主な対象とし、人的被害を主な対象とする。

イ 想定最大規模（概ね1,000年に一回程度の降雨規模、以下「L2」という。）の洪水浸水想定区域に含まれる地域は、水平避難、垂直避難により人的被害の回避が可能と判断される場合、居住誘導区域に含めるものとする。

ウ L2の家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）に含まれる地域は、原則として居住誘導区域及び都市機能誘導区域についても含めないものとする。

エ 上記ウに該当する区域であっても、土地利用や都市機能の観点から、将来的に居住を誘導する必要があると判断される場合は、防災対策等の取組を講じた上で居住誘導区域に含めるものとする。

(2) 取組方針及び対策の考え方（資料1 概要版9ページ～）

ア 北上川水系流域治水プロジェクトによる流域治水の取組により、居住誘導区域における安全対策を推進する。

イ 盛岡市地域防災計画と連携し、避難を主とした対策等により、人的被害を回避する。

ウ ハード対策、ソフト対策、土地利用対策の具体的な取組により、災害リスクを回避・低減する。

なお、各対策の内容及び実施時期の目標は、**資料1** 概要版12ページから13ページまでに記載のとおり。

#### 4 防災まちづくりの目標値

評価指標	令和3年 (2021年)	令和7年 (2025年)	令和17年 (2035年)
居住誘導区域のうち災害リスクエリアにおける防災指針の全戸周知率（%）及び継続実施	0%	100%	100%
居住誘導区域の都市計画道路の整備率（%）	79.8%	81.5%	83.4%

#### 5 今後のスケジュール

令和4年11月24日	市議会全員協議会（本日）
11月25日～12月1日	住民説明会
12月1日～12月21日	パブリックコメント
令和5年1月	盛岡市立地適正化計画検討協議会、玉山地域振興会議
2月	市議会全員協議会、盛岡市都市計画審議会（本審議）
3月	市長決裁、公表